



一此、度ノ爭議ニ對シテハ絶對ニ解雇セズ使用スルコト
二勤績手當ハ滿一ヶ月間勤績者ニ對シテ日給十五日分(但シテ請負者ハ退職前ノ一ヶ月ノ平均日給ヲ以テ計算ス)一ヶ月増ス毎ニ日給二日分増スコト

三臨時休業ニ際シテハ日給十分ノ六ヲ支給スルコト
四賞典ノ支給額ハ本覺書第七項ノ委員会ニ於テ決定スルコト
五賃金値下ハ之ヲナサハルコト

六工場生ハ爭議費用トシテ金一百五十円支給スルコト
七勞働條件ノ変更ハ工場主並ニ従業員側ヨリ選出シタル委員会ニ依リ決定スルコト

八勞働組合脱退者ハ絶對ニ
九工場主ハ關東合同勞働組合ヲ公認ス
十月十日ヨリ就業スルコト

本覺書ハ二通ヲ作成シ將來ノタメ署名捺印止双方一適宜之ヲ所持ス
右及申(通)報候也

一〇二(一一)一九

勞秘第三九。二號

昭和五年十月三十日

協所 大塚 町

警視總監 文 山 鶴 吉

原 田 不 振 / フメ工場 録

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 吉田 茂殿

要本 由 録 五 計

相田製作所勞働爭議ニ關スル件(第二報)

要旨 ① 駐在勞資會見物別レ
② 調停課ニテ兩者ノ意見ヲ記ス

右工場爭議前報後ノ状況左ノ通

一會社側

廿三四日ノ二回勞働者側ト會見對策協議ノ上相田專務ハ廿五(1)